

平成20年度 総合的な学習の時間 全体計画

立川市立立川第九中学校

教育関係法規の規定

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学習指導要領など
- ・立川市教委の教育目標

立川第九中学校の教育目標

教育活動全体の指針を『共生』とし、その実現のため次の目標を定める。

- やさしく 互いに人格を尊重し、協力する人になるう
- かしこく 自ら求め自ら学び、道を切りひらく人になるう
- たくましく 心身ともに健やかで、責任感のある人になるう

総合的な学習の時間のねらい

- ・自ら課題を見付けて自ら学び自ら考え、主体的に判断し、より良く問題を解決する資質や能力、態度を育てる。
- ・考え方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。
- ・各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにする。

時代や社会の要請

- ・社会の変化に柔軟に対応しうる人間の育成。
- ・時代を超えて変わらない価値あるものを身に付ける。

立川第九中学校の総合的な学習の時間の目標

- ・現代社会で解決が求められている諸問題について、積極的に取り組んでいく姿勢を育てる。
- ・自ら課題を見つけて自ら学び、より良く問題を解決する資質や能力、態度を育てる。
- ・課題の設定や学習計画の作成、情報の集め方・まとめ方、報告や発表・討論の仕方などの基本スキルの習得と能力の向上を目指す。
- ・体験学習を重視し、豊かな心の育成を目指すとともに、現実的な生活力を養う。
- ・各教科との関連を深め、総合的な学習の時間で学んだことが、教科に戻るようにする。

地域の実態

- ・近郊農業地域と住宅地域が混在している。都市化の影響を受けて、青少年の健全育成への意欲が多様化している。

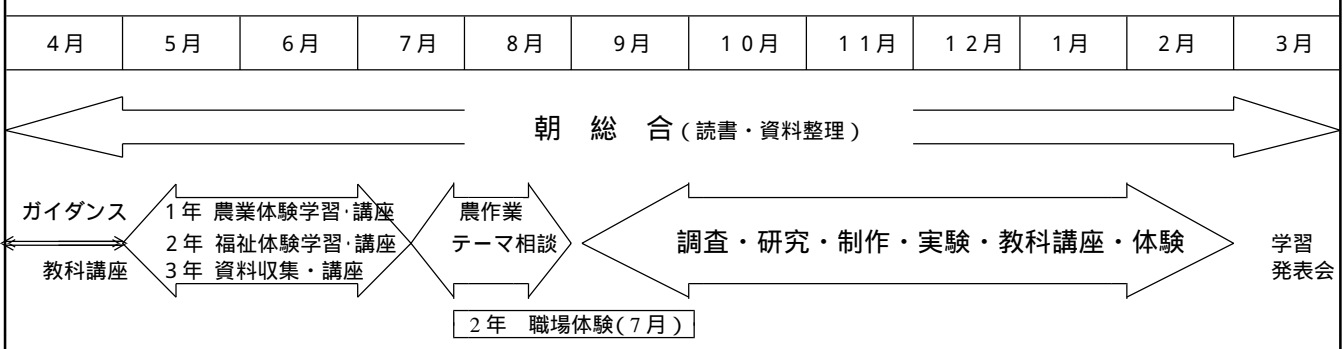
総合的な学習の時間で育てたい力

- | | | |
|------------|---------------|------------|
| 課題を発見する力 | 計画をたてる力 | 資料を収集する力 |
| 文章を理解する力 | 資料を分析する力 | 予測する力 |
| 関連付ける力 | 表現する力 | ねばり強く取り組む力 |
| 分かりやすく伝える力 | 発表する力 | 電話や訪問時のマナー |
| 人を思いやる心 | 自然や環境を大切にできる心 | 夢見る力 |

総合的な学習の時間の指導方針

1. 3年間の流れの中で、育てたい力と伸ばしたい素質を明確にし、身近で取り組みやすいものをステップアップさせながら生涯学習にもつなげる。
学校テーマ：「共生」 一年：自然と共に → 二年：人々と共に → 三年：社会と共に
2. 「総合的な学習の時間」で得た力や発揮した素質を教科の中で生かす。
3. テーマや課題に重点を置く。個人テーマは、学校が設定する教科課題と関連させる。
4. 「教科の支え」を明確にする。
5. 本校の「特色ある教育活動」の一つにする。

一年間の主な流れ



授業における工夫

- 1 毎朝10分間の朝総合において主に「調べ学習」を行い、「共生」について考える一助とするとともに、自らの興味関心を追求し、個人テーマ設定に役立てる。
- 2 学年テーマに即して、個人テーマを決定する。
- 3 個人テーマの探求のために、提示された教科課題を3つ選ぶ。この課題は各教科の内容からスキル(技能や学習方法)と取り組ませたいコンテンツ(内容)を一覧にして、各教科担任が説明する。
- 4 農業体験は、地元J A支部の指導のもと学校農園の農作業をする。福祉体験は、地域の福祉施設と協力のもと行う。

評価における工夫

評価の観点は 生徒の変容(身に付いた力) 生徒の資質(活用した力)である。